



新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらず、いよいよ「第三波」が到来しています。コロナ禍が企業活動に与える影響は大きく、上場企業であっても早期・希望退職を募るというニュースが後を絶ちません。さらに、東京都をはじめとする1都3県には再び緊急事態宣言が発出され、企業に対し出勤者を7割削減するよう要請も出ています。コロナ禍にあっても業種によっては人手不足となっている現状から、政府は、従業員の雇用を守るための「出向」を後押しする政策を進めようとしています。各種助成金を最大限に活用し、コロナ終息後の企業活動を見据えた対策を講じておく必要があります。

## ■緊急事態宣言に伴う雇用調整助成金の特例措置について

新型コロナウイルス感染症にかかる各種助成金「雇用調整助成金」「緊急雇用安定助成金」「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」について、特例措置の延長が発表されました。ただし、支給申請期限の「2ヶ月以内」は変わらない(支援金・給付金を除く)ため、申請時ご注意ください。

<特例措置の延長> **令和3年2月28日まで**

<雇用調整助成金の追加特例>

- ・緊急事態宣言の発出に伴い、特定都道府県知事(1都3県+2府5県)の要請を受けて営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供を控えることに**協力する飲食店や劇場、映画館等**について、**大企業の助成率**を引き上げる



	助成率(解雇等がある場合)	助成率(解雇等がない場合)
大企業	2/3 ⇒ <b>4/5</b>	3/4 ⇒ <b>10/10</b>
中小企業	4/5	10/10

特例措置以外の場合は、大企業は1/2、中小企業は2/3

【緊急事態措置の実施期間】

- ・1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県) ... 令和3年1月8日～令和3年2月7日
  - ・2府5県(栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県) ... 令和3年1月14日～令和3年2月7日
- ※特例措置の延長は、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までとする予定

<例>緊急事態宣言が2月7日に解除された場合は、3月末まで

※緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月から2か月間、特例措置を段階的に縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業(◎1)についての特例措置を行う

<例>緊急事態宣言が2月7日に解除された場合は、4月1日から

原則措置：上限13,500円(現行15,000円)、

中小企業の助成率9/10(現行10/10)等

※休業支援金は上限9,900円(現行11,000円)

◎1とは…生産指標が前年等と比べ最近3ヶ月の月平均値で30%以上減少した事業所



## <雇用調整助成金の短時間休業の活用例>

- ・短時間休業によって雇用調整助成金を受給する場合、事業所の全労働者が一斉に休業する必要があったところ、特例措置により**短時間休業が活用しやすくなっています!**

Q：シフト制など労働日が不確定な業種の場合、どのように取り扱われますか？

A：昨年同時期のシフトや直近月のシフト等に基づいて労働日の設定を行い、それに基づき休業日を決めて休業手当を支払うこととしている場合は、助成金対象としています。

## ■ 産業医面談を Web 上で行う際の注意点

本来は対面にて受診すべき産業医面談も、新型コロナウイルスの影響により情報通信機器を用いて Web 上で実施せざるを得ない状況も想定されます。その場合の、留意点を確認しておきましょう。

### ①事業者は、面接指導を実施する医師に対し、面接指導を受ける労働者の情報提供をすること

例：事業場の事業概要、業務の内容、作業環境、労働時間等の勤務の状況など



### ②面接指導に用いる情報通信機器が、以下のすべての要件を満たすこと

- ・映像と音声の送受信が常時安定しかつ円滑であること
- ・情報セキュリティが確保されること
- ・労働者が情報通信機器の操作を容易に利用できること

### ③情報通信機器を用いた面接指導の実施方法について、以下のすべての要件を満たすこと

- ・衛生委員会等で調査審議を行った上で、事前に労働者へ周知していること
- ・面接指導の内容が第三者に知られないような環境を整備するなど、プライバシーに配慮していること

### ④医師が緊急に対応すべき兆候などを把握した場合に、面接指導を受けている事業場その他の場所の近隣の医師等と連携するなど、緊急時対応体制が整備されていること

## ■ 2021 年の祝日移動について

五輪特別措置法が改正され、祝日の移動が決定しました。具体的には以下の通りです。



## 社会保険労務士法人トップアンドコア

- 【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL : 03-3349-8370
- 【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 7F TEL : 052-589-8753
- 【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6F TEL : 092-273-0503

E-mail : [contact@topandcore.or.jp](mailto:contact@topandcore.or.jp) <http://www.topandcore.com/>

